登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
ユーロフィン日本環境株式会社	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち理化学的検査の業務	平成二十四年十二月三十一日

○農林水産省告示第千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　愛媛県東温市上村字キヨノ乙一七四の一、乙一七四の二、乙一七五の一から乙一七五の三まで、乙一八四、乙一八五の一、乙一八八、乙一八九の一、乙一八九の三、乙一九〇の一、乙一九〇の二、乙一九二の一、乙一九二の二、乙一九五の一、乙一九五の三、乙一九五の四、乙一九六

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字キヨノ乙一八四・乙一八八・乙一八九の一・乙一八九の三・乙一九〇の一・乙一九二の一・乙一九二の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

長浜町沖浦丙一〇八四の二・丙一〇八四の四・丙一一三五・丙一一五三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、丙一一三六、丙一一三七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町高瀬二三七五、二三七六、二五二七、二五二八、二五五一

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字キヨノ乙一八四・乙一八八・乙一八九の一・乙一八九の三・乙一九〇の一・乙一九二の一・乙一九二の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

長浜町沖浦丙一〇八四の二・丙一〇八四の四・丙一一三五・丙一一五三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、丙一一三六、丙一一三七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　愛媛県大洲市長浜町沖浦丙一〇八四の二、丙一〇八四の四、丙一〇八五、丙一一〇九、丙一一一から丙一一一五まで、丙一一一七の二、丙一一一七の三、丙一一一八、丙一一一九の二、丙一一二〇、丙一一二一の一、丙一一二一の三、丙一一二二、丙一一二四の一から丙一一二四の四まで、丙一一二五の一、丙一一二六の六、丙一一二九、丙一一三三の一、丙一一三三の二、丙一一三五から丙一一三七まで、丙一一五三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

長浜町沖浦丙一〇八四の二・丙一〇八四の四・丙一一三五・丙一一五三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、丙一一三六、丙一一三七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町川上九三七・九四〇から九四三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上九三七、九四〇から九四三まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町川上九三七・九四〇から九四三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町川上九三七・九四〇から九四三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四　(一)　保安林の所在場所　愛媛県大洲市河辺町川上九三七、九四〇から九四三まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町川上九三七・九四〇から九四三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

露峰乙三三六の四・乙三三〇の二・乙三三八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

露峰乙三三六の四・乙三三〇の二・乙三三八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主三二四六、五四〇一、五四〇二、五四〇六、五四四八、五四四九、五四五六から五四五八まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久主三二四六・五四〇二・五四〇六・五四五六・五四五八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　愛媛県東温市樋口字椿ヶ谷乙三三六の二、乙三三六の四、乙三三八の三から乙三三八の五まで、字蛇持谷乙三八九の一から乙三八九の三まで、乙三九〇の一、乙三九〇の二、乙三九一、乙三九三の一、乙三九三の二、乙三九七の一から乙三九七の四まで、乙三九八の一、乙三九八の二、乙四〇〇の一から乙四〇〇の三まで、字飛小屋乙四〇六、乙四一〇の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字椿ヶ谷乙三三六の二・乙三三六の四・字蛇持谷乙三九七の一・乙三九七の四・乙四〇〇の一・乙四〇〇の三・字飛小屋乙四一〇の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）